

## 5

## エレベーター

### ■基本的な考え方■

エレベーターは高齢者、身体障害者等すべての人にとって、便利で安全な垂直移動手段として最も有効なものである。設置にあたっては車いす使用者や視覚障害者等が円滑に利用できる構造とする。

### 整備基準

#### 5 エレベーター

エレベーターを設ける場合においては、次に定める構造とすること。

- (1) カゴの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。ただし、カゴの出入口が複数あるエレベーターであって、次に定める構造のものについては、この限りでない。
  - ア カゴの停止する階が2のみとするもの（車いす使用者が車いすで後退しながら、カゴを降りる必要がないものに限る。）。
  - イ カゴの幅が、内のりを0.95メートル以上とするもの。
  - ウ カゴの奥行きが、内のりを1.35メートル以上とするもの。
- (2) カゴの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。ただし、(1)ただし書に規定する構造のものについては、この限りでない。
- (3) イの表〔建築物〕4の項〔エレベーター〕(2)及び(4)から(12)までに定める構造のものとすること。

### 目標となる指針

#### 3 エレベーター

規則別表第1口の表〔建築物以外の公共交通機関の施設〕1の項〔改札口〕に定める構造の改札口と乗降場との高低差が5メートル以上である部分には、次に定める構造のエレベーターを設けるよう努めるここと。

- (1) カゴの床面積は、2.09平方メートル以上とすること。ただし、カゴの出入口が複数あるエレベーターであって、次に定める構造のものについては、この限りでない。
  - ア カゴの停止する階が2のみとするもの（車いす使用者が車いすで後退しながら、カゴを降りる必要がないものに限る。）。
  - イ カゴの幅が、内のりを0.95メートル以上とするもの。
  - ウ カゴの奥行きが、内のりを1.35メートル以上とするもの。
- (2) カゴの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。ただし、(1)ただし書に規定する構造のものについては、この限りでない。
- (3) 1の表〔建築物〕4の項〔エレベーター〕(2)(2)及び(4)から(17)までに定める構造のものとすること。

### 整備基準の解説

#### ●整備の対象

エレベーターを設ける場合に一以上のエレベーターを整備する。

○カゴの床面積と平面形状に関する緩和規定を除き、建築物のエレベーターと同様に規定している。

### 目標となる指針の解説

#### ●整備の対象

目標となる指針の建築物のエレベーターと同様に規定していく、改札口から乗降場に至る通路に5m以上の高低差が生ずる箇所にはエレベーターを設置するよう努める。

○カゴの床面積と平面形状に関する緩和規定を除き、目標となる指針の建築物のエレベーターと同様に規定している。